

アメリカにおける異業種の銀行業参入と インダストリアル・ローン・カンパニー

大阪市立大学大学院 高山 浩二

アメリカでは、1999年のグラム・リーチ・ブライリー法（以下、GLB法）の制定と前後して、インダストリアル・ローン・カンパニー（以下、ILC）の資産規模が急激に拡大している。元来、ILCは、勤労者に対する貸付を目的として設立された金融機関である。現在のILCは、銀行持株会社法においては銀行と規定されていないが、実質的には銀行と同様の機能を果たし、預金保険が適用されるという特殊な存在となっている。

ILCの資産の大部分を保有しているのは、メリル・リンチやモルガン・スタンレーといった金融サービス会社である。アメリカでは、GLB法の制定によって金融持株会社を用いた金融統合が可能となったが、上記の金融サービス会社は、金融持株会社ではなくILCを通じて実質的に銀行業に参入したのであった。金融サービス会社は、FRBの監督を回避しながらも、ILCを通じて銀行業に参入することができたのである。

また、ILCは一般事業会社による銀行業参入の経路にもなっている。アメリカでは、歴史的に銀行業と一般事業会社との分離がはかられてきた。しかし、ILCは銀行と規定されていないため、一般事業会社がILCを保有することは制限されない。そのため、GE、BMWやToyotaといった一般事業会社がILCを通じて実質的に銀行業に参入している。

一般事業会社のなかでも、とりわけウォルマートやホーム・デポといった小売大手によるILC免許取得の動きは、銀行業界や議会に大きな衝撃を与えた。アメリカでは、歴史的にユニット・バンキングを採用してきたため、現在でも小規模銀行が散在している。それに対して、ウォルマートやホーム・デポは1990年代以降、急激に店舗数を増やしており、2005年時点でウォルマートの国内店舗数は3617にのぼる。このように、巨大な店舗網を保有する小売大手の銀行業参入は、既存の銀行にとって大きな脅威となる。そのため、アメリカでは日本やイギリスとは対照的に、小売業による銀行業参入を阻止する動きが続いている。

現在のILCは、金融サービス会社や一般事業会社による銀行業参入の手段として活用されており、その結果、資産規模が急激に拡大したのであった。議会などではILCに関する議論が進められており、今後、ILCを通じた金融統合や銀行業と一般事業会社との結合問題にいかなる対応がとられるのか注目される。